

第一八九回国会 憲法審査会 第3号

(平成二十七年六月四日(木曜日))

(参考人意見聴取)

○保岡会長 これより参考人に対する質疑を行います。

○山田(賢)委員(略)

○保岡会長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員(前略)

率直にここでお話を聞きたいんですけども、先生方は、今の安保法制、憲法違反だと思われませんか。それとも、その中に入っていると思われませんか。先生方が裁判官となるんだったら、どのように判断されますか。全員。三人とも。

○長谷部参考人 安保法制というのは多岐にわたっておりますので、その全てという話にはなかなかならないんですが、まずは、集団的自衛権の行使が許されるというその点について、私は憲法違反であるというふうに考えております。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかみませんし、法的な安定性を大きく揺るがすものであるというふうに考えております。

それからもう一つ、外国の軍隊の武力行使との一体化に自衛隊の活動がなるのではないのか、

私は、その点については、一体化するおそれが極めて強いというふうに考えております。

従前の戦闘地域、非戦闘地域の枠組みを用いた、いわばバッファを置いた、余裕を持ったところで明確な線を引く、その範囲内の自衛隊の活動にとどめておくべきものであるというふうに考えております。

○小林参考人 私も違憲と考えます。憲法九条に違反します。

九条の一項は、国際紛争を解決する手段としての戦争、これはパリ不戦条約以来の国際法の読み方としては侵略戦争の放棄。ですから、我々は自衛のための何らかの武力行使ができると、ここに留保されています。

ただし、二項で、軍隊と交戦権が与えられておりませんから、海の外で軍事活動する道具と法的資格が与えられておりません。ですから、自民党政府のもとで一貫して、警察予備隊という第二警察としての自衛隊をつくって、だからこそ、軍隊と違って、腕力について比例原則、軍隊に比例原則なんかありません、軍隊は勝つために何をやってもいいんですから、本来、世界の常識。だから、比例原則で縛られて、警察のごとき振る舞い。だから、攻めてこられたら、我が国のテリトリーと周辺の公海と公空を使って反撃することが許される。例外的に、もとから断たなきやいけない場合は、理論上、敵基地

まで行けるといふこの枠組みは、ずっと自民党がつくって守ってきたもので、私はこれは正しいと思っています。

この九条をそのままにして、海外派兵。集団的自衛権というのは、いろいろな定義がありますが、国際法というのは、まだ法自体が戦国乱世の状態で中心的有権機関なんかないわけですから、世界政府がないわけですから。ですから、それぞれがいろいろ言っているとおおよそのところからいけば、少なくとも、仲間の国を助けるために海外に戦争に行く、これが集団的自衛権でないと言う人はいいはず。これをやるうということですから、これは憲法九条、とりわけ二項違反。

それから、先ほど長谷部先生がおっしゃった、後方支援という日本の特殊概念で、要するに、戦場に後ろから参戦するだけの話でありまして、前から参戦しないよというだけの話でありまして、そんなふざけたことで言葉の遊びをやらないうでほしいと本当に思います。これも恥ずかしいところです。ですから、露骨に、憲法……。

ただ、今、公明党と法制局が押し返していますよね。でも、あのとおりになったら、何も集団的自衛権という言葉は要らないじゃないですか。個別的自衛権に押し戻したんですかという疑問もあります。

以上です。

○笹田参考人 ちよつと違った角度から申し上げますと、例えば日本の内閣法制局は、自民党政権とともに安保法制をずつとつくつてきていたわけです。そして、そのやり方は、非常にガラス細工と言えなくもないですけれども、本當にぎりぎりのところで保つてきているんだなというのを考えておりました。

一方、例えばヨーロッパのコンセイユ・デタのような、日本の法制局の原型となりますが、あそこは、憲法違反だと言っても、時の大統領府なんかが押し切つて、ではやるんだということで、極めてクールな対応をとつてきて、そこが大きな違いだったと思うんですね。

ところが、今回、私なんかは、従来の法制局と自民党政権のつくつたものがここまでだよなと本當に強く思つておりましたので、お二方の先生がおっしゃいましたように、今の言葉では、定義では踏み越えてしまったということで、やはり違憲の考え方に立っているところでございます。

○保岡会長 次に、北側一雄君。

○北側委員 公明党の北側一雄でございます。

きょうは、先生方、大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

先ほどから安保法制に関する御議論が続いております。きょうは私は別の質問をしようと思つておつたんですけれども、あそこで議論されましたので、少し私からもお聞きをさせていただきたいと思うんです。

先生方にお話しするようなことではないのかもしれませんが、憲法九条には、自衛の措置の限界ということについては明確に書いておりません。憲法九条そのものが極めて世界的には特別な憲法条項になっているわけですが、その憲法九条のもとでどこまで自衛の措置が認められるのかという議論、これは、残念ながら、先生方御承知のとおり、最高裁判所では明確に述べていない中で、これまで政府とそして国会との間の論議の中で形成されてきた、こういう歴史にあるわけです。

憲法九条のもとでどこまで自衛の措置が許されるんだということについて、突き詰めて議論をさせていたいただいたつもりであります。あの昨年の七月一日の閣議決定に至るまで、相当突き詰めた議論をさせていたいただいたというふうには思つておるんですが、例えば、これを個別的自衛権というふうに表示するのか、集団的自衛権と表現するのか。そもそも、個別的自衛権、集団的自衛権という言葉自体も、憲法規定には何にも書いてない。また、日本の安保法制の中にも何にも書いてない。書いてあるのは、国連憲章の中に書いてある言葉なわけですね。国際法上の観念なわけです、あくまで。

そういう中で、どこまで自衛の措置が許されるのかということ突き詰めて議論したときに、従来の個別的な自衛権、我が国に対する武力攻撃があつた、着手があつたという場合はもちろんですけれども、必ずしもそこが、着手があつたとは国際法上は言えないような場面においても、憲法十三条にうたわれています国民の権利、生命、自由、幸福追求の権利を最大限尊重するという憲法十三条規定からも自衛の措置の根拠になっているわけでございますけれども、そういう規定からすると、その限界がどこにあるかというのは、個別的自衛権とか集団的自衛権という観念の世界ではなくて、やはり十三条から考えると、国際法上、一部、集団的自衛権が根拠となる場合もあるのではないかと、こんな議論があつたわけですね。そういう中で、あの七月一日の閣議決定に至つたということでございます。

これについても恐らく先生方はいろいろな御意見、御批判があるかと思ひますけれども、そういう中で、あの閣議決定があつたということでございます。それを今回、法案に明文化したということでございます。改めて先生方の御意見を賜ればと思ひます。三人の先生方からお願ひいたします。

○長谷部参考人 どうもありがとうございます。

先生御指摘のとおり、憲法九条を見ただけで

は、自衛の限界というのははっきりとわからないわけです。ただ、文言を見た限りでは、たとえ自衛が認められるとしても、極めて極めて限られているに違いないことは、それは大体わかります。

その上で、内閣法制局を中心として紡ぎ上げてきた解釈があるわけです。解釈というのは何のために存在するかというと、先生御指摘のように、文言を見ただけで、条文を見ただけではわからない、わからない場合に、解釈を通じて意味を確定していくということになります。

従来の政府の見解というのは、我が国に対する直接の武力攻撃があった場合に、かつ、他にそれに代替する手段がない、必要性があるという場合に、必要な最小限度において武力を行使する、それが自衛のための実力の行使だということを書いていたわけでございまして、これはまことに意味は明確であるというふうに私は考えます。

ただ、昨年七月一日の閣議決定において示されていた、限定的ながら集団的自衛権行使ができる場合があるのであるという、そういう変更がなされているわけなんですけれども、その結果、一体どこまでの武力の行使が新たに許容されることになったのか、この意味内容が、少なくとも、従来のいろいろな先生方の御議論を伺っている限りでははっきりしていない。

文言を見ただけではわからないから、それを意味を明確にするために解釈をしているはずなんです。解釈を変えたために意味はかえって不明確化したのではないかというふうに私は考えております。

また、先ほどの繰り返しになりますけれども、従来の政府の見解、御指摘の憲法十三条に言及された、その基本的な論理の枠内におさまっているかといえば、私は、おさまっていないと思います。他国への攻撃に対して武力を行使するというのは、これは自衛というよりはむしろ他衛でございまして、そこまでのことを憲法が認めているのか、そういう議論を支えることは、私は、なかなか難しいのではないかとこのように考えているということでございます。

○小林参考人 長谷部先生と最近しばしば議論をさせていただいております。重なつちやうといけないので、別の観点から申し上げますと、ホルムズ海峡で機雷が敷設されたとき、これは日本にとっては何かといえば、我が国の艦船の無害航行権が害された。ですから、一面においては、我が国に対する、あそこはすぐ使っていますから、邪魔、意地悪、攻撃でもあるわけでありまして、ですから、それを我が国の自衛隊が、テクノロジーが発達した時代ですから、領土、領海を越えて、その接続する公の海はみんな自由に使えるわけで、自由に使えるはずのものを害されたから、それを排除に行く。自衛隊というよりも、これは海上保安庁の仕事に

なりますけれども、海の警察。

それから、日本人の母子が、朝鮮動乱で、たまたま乗せてくれた米軍の船で逃げてきて、そこへどこかの国が攻撃をかけてきた場合、日本国は日本人を守るわけですから、乗り物の国籍いかんにかかわらず、これは我が国の主権的行為としてできる。

つまり、何を言いたいかというと、どちらも個別的自衛権で説明がついちやうですよね。たまたま、行きがかり上、アメリカの船を守ってあげる、行きがかり上、その戦争をしているどちらかの国の機雷をのけるということによって反撃に参加してしまうけれども、我々の主観においては間違いない個別的自衛権の行使なんです。これは国際法の世界ですから、それをこちらが言い切れば済むことであると私は思うんです。

○笹田参考人 お二方の先生方がもう詳しく述べられましたので、つけ加える点はそうないのですが、その文章をやはり学生諸君とかが見て読んでいくと、これは一読してわからないどころじゃなくて、読めば読むほど、どうなるんだろうという、そこがございました。それを今回、落とし込んでいく作業をされているわけでございまして、そうすると、概念がやはり本当にわからない。

だから、今、国民の理解がという話が出てくるのはやむを得ないところでございまして、やはり最初の七月の閣議決定のところの文章から理解することがつきり来なかったということから始まっているとは思いますが、もちろんそれが努力の成果であることは私もわかっている上で、しかし、やはりこの解釈がどうしても使われざるを得ないのがこの業界でございまして、こういう我々の結論はやむを得ないと私は考えております。

○北側委員 今のお話をお伺いしております、例えば小林先生のお話でいうと、それは個別的自衛権で処理できるじゃないかというお話のように私はお聞きをさせていただきました。ここが恐らくちよつと見解の異なるところなんだろうというふうに思っております。

確かに、個別的自衛権として解釈できるような事態の場合も当然あると思います。ただ、そうではなくて、これはなかなか、第一撃が、他国に対する武力攻撃が、例えばアメリカ、米艦船に対してあった、それが、なおかつ日本の近海上で、公海上で、我が国防衛のために警戒監視をしている米艦船に対する第一撃であったという場合に、本当に個別的自衛権として処理できるのか。

確かに、私どもの感覚では、それでできるんじゃないかと言うかもしれませんが、国際法の立場からいいますと、公海上でそうした他国船に

対して第一撃があった場合に、それを排除していくというのは、それはやはり、国連憲章上、違法性阻却事由とされていきます集団的自衛権の一部を根拠とする場合が出てくるのではないかと、こういう議論なんです。

だから、国際法の先生方の考えと憲法の先生方の考えとが、率直に申し上げますと、ちよつと次元が異なっているような場合も多々あるかというふうに私はお見受けしております。

国際法上きちんとそれを正当化させるためには、国連憲章で言っているところの集団的自衛権の一部が含まれるよというふうに言った方が国際法上はより明らかになるということではございまして、そういう趣旨で、あのような極めて限定的な集団的自衛権の容認という形になつたということでございます。

また、これにつきましては改めてぜひ別途論議をさせていただきますと思います。

あと一点だけお話しさせていただいて終わりますが、先ほどの憲法保障の問題で、笹田先生のお話というのは、非常に私は参考になりました。初めて聞かせていただいたお話も多々ございまして、非常に参考になるなど。ぜひ今後参考にさせていただきます。

やはり、日本の最高裁判所は、八十一条で、憲法適合性を審査する終審というふうに言って

いるわけでございます。そういう意味では、少し今の最高裁は機能が弱いと思います。ただ、そこに、いろいろな最高裁の持っている課題、問題点等についても御指摘ございましたので、ここはぜひ議論をさらに続けさせていただきたいと思えます。

安保法制の問題とともに、今、憲法問題で政治課題になっておりますのが、やはり一票の価値の問題なんです。

特に、これは他院の話なので大変恐縮なんですけれども、参議院の選挙制度、選挙区の方については、一票の格差が四倍を超えてしまっているんですね。二年前の参議院選挙についても最高裁は、これは違憲、ただし無効とはしておられないわけでございますが、違憲というふうに判断をされていらっしゃるわけでございます。

今、参議院の方でまさしくこの一票の価値の是正に向けて御議論がなされているわけでございますが、憲法の四十三条一項の、両議院は、全国民を代表する選挙された議員で組織する、この四十三条の規定からは、一票の価値というのは、今の参議院の選挙区の選挙制度においても二倍以内にしていかないとやはり違憲となるのではないかと。

先日最高裁で違憲と判断されておって、これは今回でやはり二倍以内にきちんとしていかなないと、私は、選挙そのものが今度は無効になっ

てしまうのではないかというふうに心配をしております。

これほど立法上の不作為はないわけでございます。この件に関する先生方の御意見を、簡単に結構でございますので、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○長谷部参考人 どうもありがとうございます。私も、先生の御指摘のとおり、一票の格差は極めて深刻な問題だと考えております。

最高裁の判例が、一票の格差は許されないと、いうふうに言っていて、根本は、有権者一人一人というのは平等な価値、平等な尊厳を持っている存在であって、その観点からして投票価値は平等にしなければならない、そういう要求があるという話でございます。

かつ、これは二〇一三年であつたかと思いますが、一人別枠制に関しまして、もはや合理性は失われたとした最高裁の判決がございます。その判決の中で指摘されているのは、今先生御指摘のとおり、国会議員はいずれも全国民の代表なのである、いずれかの県の利益を代表しているわけではないと。

そういった観点からいたしますと、いずれかの一定の地域の利益を代表するために格差を正當化することは許されないのである、そういう考え方が示されておりますので、やはり参議院

につきましても、必ずしも都道府県の枠にこだわる必要はないということになるであろうかと考えております。

○小林参考人 私は、二院制であつて、参議院は地方代表院的な側面もあるということを考えますと、衆議院と参議院は原理が違ふような気がします。つまり、不均衡を是正するために県の境を越えて合併するというのは論外である、合併する県にとつては大変失礼な話であると思つております。

いずれにしても、アメリカは一九六〇年代に最高裁判決で一気に片づいたんですけれども、あれは判例法国の最高裁ですから、国会がやらないなら、最高裁が判決という名で公職選挙法別表を書いちゃうよということができる国家構造ですから、日本の最高裁に、そのアメリカの先例を見ながらいろいろ期待することに無理がある。これはやはり、なかなか難しいですけど、国会自身の立法裁量の領域であるということを改めて申し上げたいと思つています。

○笹田参考人 お二方の御意見に尽きるところと、しかしそうではなくて、一つは、都道府県のやり方がもうもたないというのが最高裁の発想にあるのではないかと、ところもあります。そうすると、ある意味でブロック制のようなものも考えていいのではないかと、ところもあります。

さらに、選挙無効が起り得る可能性というものも確かにあるのかもしれませんが。ただ、最高裁はそこまで踏み切れるのか。現在、見るところ、最高裁の判決を出して、国会がそれに応答するということを期待しているわけですね。いつもシグナルを強く出してあります。ところが、なかなかそのシグナルに、気づいていらつしやらないのかもしれないけれども、反応されないの。

そうしますと、今、小林先生がおっしゃいましたように、アメリカのようなやり方は日本は多分できないわけです。ただ、その一方で、やはり選挙無効というものが、何らかのテクニクを使えばあるんじゃないかという意見は最近少しずつ始めていますので、これは学者でやることだろうと思つていますけれども、そこをやはり考えていきたいということでございます。以上です。

○北側委員 ありがとうございます。

○保岡会長 次に、大平喜信君。

○大平委員 日本共産党の大平喜信です。

三人の先生の皆さんには、大変貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。議論も後半になりました、少し、準備をしている質問がほかの方とかぶるところもあるんですけれども、博識な先生方ですので、ぜひ

多面的な御意見をいただければというふうに思っています。

早速、質問をさせていただきます。

戦後の日本は、侵略戦争と植民地支配のもとで、アジアと日本国民に多大な犠牲をもたらし、その反省の上に立って、政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こさない、このことを世界に誓って、再出発をしました。戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を憲法九条に明記して、徹底した非軍事、平和主義を定めました。

しかし、その後、日本の再軍備を求めるアメリカの対日要求によって、自衛隊が創設をされました。歴代自民党政府は、自衛のための必要最小限度の実力組織は憲法に違反しないと弁明をしまして、活動する地理的範囲でも、また装備の面でも、次々と拡大をしていき、九〇年代以降は、自衛隊を海外に派兵するまでに至りました。

私たちは、その都度、これは憲法違反だということを訴えまして、こうしたたくらみは断固許されないと訴え続けてきました。

しかし、ともかくも、戦後の日本政府の憲法第九条の解釈の根本は、一貫して、日本に対する武力攻撃がないもとの武力の行使は許されない、つまり、海外の武力行使は許されないというものでした。

ところが、昨年七月一日の閣議決定、そして現在審議されている安保法制では、こうした従来の政府見解をも百八十度転換するような、そうした解釈改憲が行われています。つまり、日本に対する武力攻撃がなくても、政府が新三要件を満たしていると判断をすれば、武力の行使を認めるものとなっています。

三人の参考人の皆さんにお伺いをしたいと思います。

きょうは立憲主義ということが一つのテーマでもありますが、まずその点でお伺いしますが、こうした重大な変更を一内閣の判断で行い、さらに立法作業まで強行したことは、私は、立憲主義の破壊そのものであり、断じて許されるものではないと考えますが、こうしたやり方が立憲主義との関係で許されるのかどうかについて、三人の皆さんにお伺いしたいと思います。

○長谷部参考人 どうもありがとうございます。

内閣法制局を中心とする政府の憲法解釈を変更することが決して許されないのかということになりますと、私は、そうではないというふうに考えます。

現に、政府の憲法解釈は変更された例がございます。例えば、靖国神社への公式参拝の可否の問題でありますとか、自衛官と文民条項との

関係が典型的な例として知られているところでございます。

ただ、これは先ほどの私の話と重なるところでございますけれども、昨年七月一日の、集団的自衛権も行使されることが許容される場合があります。あの閣議決定による政府の憲法解釈の変更は、要するに、あの閣議決定の文面自体が、基本的な論理の枠内であることと法的な安定性が保たれることを政府の憲法解釈変更の許容度を示す要件としているんですけれども、いずれの点でもやはり大いに欠陥がある。従来の政府の憲法解釈の基本的な論理の中におさまっていない。個別的な自衛権のみが許されるという、その論理によって、なぜ集団的自衛権の行使が許されるのか、その説明が十分とはとても言えないものであるというふうに考えますし、その変更の結果として、では、どこまでも武力の行使は許されることになったのか、その点も不明確でございます。法的な安定性も保たれているとは言えないというふうに考えております。

その点におきまして、立憲主義に対してもとるところがあるというふうに私は考えております。

○小林参考人 閣議決定がやたら文句を言われますけれども、内閣は行政権を預かっているわけですから、そのために法律と予算を国会でつくってもらって仕事をしようということで、政

策目標として閣議決定することは日常的にやっていることで、その行為自体は僕は問題ないと思っただけです。一内閣の閣議決定でとよく怒りますけれども。

ただ、その内容が、今、長谷部先生おっしゃったとおり、憲法の条文にも、そして内閣自身がかどうか日本政府が積み上げてきた先例とも、ちよつと論理的に吹っ飛んでしまっている。

これはもう、憲法を尊重して政治をしなさい、立憲主義に反する。そして、今その場は国会に移っているわけですが、国会が多数決でそれを承認する法律をつくってしまったとしたら、それ自体が国会による憲法軽視、これも立憲主義に反するということになりつつあると私は危惧しております。以上です。

○笹田参考人 先生お二人方の御発言で大体尽くされているところはございますけれども、違った角度からお話したいと思えます。

やはり、ワイマール、ドイツのことをふとっうんでですね。そうしたときに、あのときは憲法裁判権というものはほとんどありませんでした。結局、大統領も直接選挙で選ばれていますし、議会も選ばれている。そして、大統領は緊急命令権をいっぱい出しまして、そうした中で、また、憲法の番人は大統領だとカール・シュミットという人が言い出しまして、それは一定の強さを發揮するわけですね。それはとめられることなく、ドイツは、ワイマールは崩壊していく

ということもあります。

日本においてはそういうことは僕はないだろうとは思っておりますけれども、私のきょうの報告の枠内で申しますと、先ほどから時々申しますように、どこかでやはりそれを少しクールに考える部門、場所が必要なのではないかなということをおもっております。以上でございます。

○大平委員 ありがとうございます。

今度の安法法制の内容について、改めて、現行憲法の範囲内で許されるのかどうか、このことについて、次にお聞きしたいと思います。

今度の法案では、非戦闘地域という概念を取り払い、自衛隊の活動範囲が拡大をし、そこで、戦闘行為と一体不可分である兵たん活動を行うこと、また、米軍等の部隊の武器等防護、こうした武器使用の権限が拡大すること、そして、集団的自衛権行使による他国領域内での敵基地攻撃についても憲法解釈上は可能だという答弁もありました。

私は、このどれをとっても、明らかに、先ほどもありましたが、憲法九条の一項、二項に反していると考えますが、先生方のこの法案の内容についての御意見を伺いたいと思えます。

○長谷部参考人 現在審議されております安法法制と言われるものは、極めて多岐、広範に及

ぶものでございますので、内容については一つ一つ本当は議論しなくてはいけないことがございます。

例えば、私は、PKO活動に参加する自衛隊の武器使用の範囲の拡大については、必ずしも直ちに憲法に反するというふうには言えないところがあるとは思っています。

ただ、先ほども申し上げたことですが、他国の軍隊の武力行使との一体化の問題に關しましては、従来の政府の見解というのは、よくこれは大森四要素と言われる。具体的に言うと、他国の軍隊の武力行使の内容、そして自衛隊の後方支援活動の内容、両方の地域的な関係等を個別具体的に総合的に考慮していく、その結果として武力行使の一体化が起きているかどうかを決めるといふ話になるんですが、ただこれは、では現場の指揮官がその都度その都度判断できるかというところ、それはそうはいかない。いかなるものから、一歩引いたところで、余裕を持って明確な線を引くというのが、戦闘地域と非戦闘地域を分ける、そういう工夫であったはずであります。

この非戦闘地域、戦闘地域の区別をなくしてしまうということになりますと、本当にその場その場の指揮官の判断に結論が委ねられるということになりますので、その結果として、武力行使の一体化が生ずるおそれが極めて高くなる、そういうふうには私は恐れております。

○小林参考人 長谷部先生は、一体化のおそれが極めて高くなるとおっしゃいましたが、僕は一体化そのものだと思うんです。

つまり、兵たんなしに戦闘というのはできませんから。要するに、アメリカのコンバット部隊が最前線でドンパチやっついていて、あとの機能は全部日本が引き受けることができる法案になっています。ということは、例えば悪いですけども、長谷部先生が銀行強盗に行くとき、僕が車で送迎して、強盗は彼で、私は何もしていません。共犯は正犯に準ずるわけですから、一緒に強盗したことになるんですね。そういう意味では、これは露骨な戦争参加法案でありまして、もうその一事だけでも、私はついていけません。以上です。

○笹田参考人 今の後方支援と兵たんのところでやはり一番大きな疑問を感じているところでございます。今、小林先生のクリアな説明で私も十分、そうだろうと思っております。

○大平委員 内容の面でもう少し踏み込んで、少し横道にそれるのかもしれないですけども。

今度の安保法制は、憲法九条にもそうなんですよけれども、日米安保条約の取り決めからも逸脱をしているではないかという意見も伺いますが、皆さんの御意見はいかがでしょう。

○長谷部参考人 御案内のとおり、日米安保条約というのは、それぞれ、締約国が各国の憲法の規定と手続に基づいてそれぞれの義務を果たすということになっておりますので、その点からいたしまして、憲法に反することはそもそもできないはずでございます。その点で、先ほどの私の答えと重なることになりましたが、幾ら日米安保条約に基づいているからといっても、憲法に反することができるはずはないということになるだろうと思います。

○小林参考人 私も一点だけ。

日米安保条約というのは、これまでの私の理解では、アメリカと日本が一緒になって世界の警察をやるとい話ではなかったと思うんですね。もつと事項とか地域に制限があったはずなんです。それをどうオペレーションするかのガイドラインでありまして、本体が変わっていないのにガイドラインで世界警察に広げてしまうというのは、これは全くの筋違いだと思います。以上です。

○笹田参考人 私の報告の範囲とは大分ずれてきましたけれども、それを強く引きつけて言いますと、恐らくこういう議論は、司法の場できますと統治行為の議論がよく今まで出てまいったところがございます。

結局、先ほど私がカナダの例を御説明しましたところでありますが、統治行為、いわゆるポ

リティカルクエスチョンというような議論をどうするかというのが、私のテーマでいいですと非常に重要でありまして、例えばドイツの憲法裁判所は、もう最初からそういうものはない。我々はそういうふうコミットする、憲法の番人であるということをつくられているわけですね。そして、先ほど照会について述べましたカナダの最高裁も、そこはとらないと言っております。

ただ、我が最高裁は、かつてから、統治行為の理論というのは、ここ最近全く言われませんが、けれども、言ったこともございますので、私の議論に引きつけてきますと、そこはそれで、どういう場面で訴訟になるのか、これはいささか理解に苦しむところがございますけれども、そこは議論の余地が出てくるかなと思っております。以上です。

○大平委員 ありがとうございます。
(以下、略)

午前十一時二十六分散会